合併事務局だより

編集・発行：小林市・野尻町合併準備事務局

第　6　号

平成２２年２月１０日

合併まで あと42日（内、勤務する日は27日）

●事務引継ぎの事前準備は万全に!

合併まで残すところ、約 40 日となりました。合併準備作業も事務所の移転が本格的に始まり、今後は、電算システムの切替えや人事異動の内示など大詰めを迎え、また、年度末も重なり合併前後の皆さんの業務は、多忙を極めるものと思います。

各課等においては、先日お配りした事務事業個別調書等を再度ご確認いただき、本庁と須木庁舎及び野尻庁舎との役割分担や、事務の手順等について必要に応じてマニュアル化するなど、事務引継ぎの事前準備に万全を期してください。

●文書・財務・契約事務説明会等を開催。

H21.2　合併準備説明会

今回の合併に伴い、組織機構に部制が導入され、庁内における権限を部及び課に委譲するとともに、業務の集約化を図るため、文書・財務の決裁や入札・契約の流れがこれまでと大きく変わります。このため３月１５日に野尻町役場、３月 16 日に小林市役所で説明会を開催します。小林市は課長・監・主幹等、野尻町は全一般職員を対象として行います。また、３月９日と３月１２日に野尻町職員を対象にした財務システム実務研修会を開催します。

年度末で忙しいと思いますが、合併時からスムーズに事務を行えるよう、全対象職員の皆さんの参加をお願いします。

●合併関連式典を開催します。

H18.7　新「小林市」誕生記念式典

今回の合併は、野尻町の区域を小林市に編入する合併ですので、野尻町は合併の前日で法人格がなくなります。このため野尻町では、３月６日に町の終了を宣言する「閉町式」、３月１９日に町役場の庁舎の機能を終了する「閉庁式」が開催されます。

また、３月２３日の合併当日は、新市の役所の庁舎としての機能を開始する「野尻庁舎開庁式」、新市の誕生を市民と共に祝う「合併記念式典」を開催します。式典運営にあたっては各課職員のご協力をお願いする予定ですので、よろしくお願いします。

●野尻町に地域自治区を設置します。

今回の合併に際して、合併前の野尻町の区域に合併新法による地域自治区を設置します。また、一般職の事務所長に代えて特別職の区長が置かれ、地域の住民代表で構成する地域協議会が設置されます。地域自治区に置かれる地域協議会や、区長の権限等の詳細については裏面のとおりです。不明な点がありましたら合併準備事務局までお問い合わせください。

（⇒裏面へつづく）

●合併の日から約６年間、野尻町区を設置します。

合併新法に基づき、合併前の野尻町の区域に地域自治区を設置します。設置期間は、合併の日から平成２８年３月３１日までの約６年間です。

野尻町区の事務所は、各種窓口業務や保健・福祉サービス、地域振興、産業振興、コミュニティ施策の推進等の総合支所業務全般と地域協議会の事務を所掌します。住民生活に直結するサービスは可能な限り地域内で完結し、新市の円滑な運営と均衡ある発展を目指します。

①**野尻町区長の身分は、常勤の特別職です。**

②**野尻町区長の設置期間は、合併の日から２年間に限ります。**
３年目以降は支所長を置き、市職員を充てます。

③**野尻町区長の任期は、２年です。**

④**野尻町区長の給料は、須木区長と同額**の563,000円です。

⑤**野尻町区長の権限は、財務関係(委託料、工事請負費等)に関しては副市長と同程度**(委託料1,000万円、工事請負費2,000万円)、**その他については部局長と同程度の専決権**とし、野尻町区内に係るものに限ります。

⑥野尻町区長は、野尻町区内の**組織・団体の意見を尊重し、**地域の行政運営に優れた識見を有する人の中から**市長が選任**します。

⑦**野尻町区長は、**野尻町区に係る運営方針や重要施策の決定、新市施策の協議・調整を図るため**市長、副市長、部局等で構成する庁議に参画**します。

⑧**野尻町区長は、市議会の本会議に参与として出席します。**

⑨**野尻庁舎課長の専決権**は、本庁課長と同等で野尻町区内のものに限ります。

⑩**野尻町区長は、野尻庁舎の職員の出張、服務**に関することについて受け持ちます。

⑪**入札・契約事務関係**について、業者選定は野尻町区長等が参画する指名審査会で一本化して行います。野尻町課長の専決に係る入札・契約事務は野尻庁舎で行います。

⑫**野尻町区長は、地域の代表として**日常的に**地域の住民・議員・団体等の意見を把握**します。庁議や市長・副市長等との協議・調整等を通じて、野尻町区の住民の意向を市政運営に反映させる役割を果たします。また、市が主体とならない野尻町区内の**行事や式典など対外的な場にも地域代表として出席**します。

⑫地域自治区に設置される**地域協議会の委員は、１５人以内で構成**します。内訳は、公共的団体等の推薦６人以内、学識経験者６人以内、公募３人以内とします。任期は２年で再任は妨げません。

⑬**地域協議会は、**市長その他市の機関により**諮問されたもの、市の施策に関する重要事項**で野尻町区内のこと等について**審議し、意見を具申する**ことができます。また、**市長は**新市基本計画や新市の総合計画など**野尻町区に係るものについて決定、または変更しようとする場合**は、**あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければなりません。**

⑭**野尻町区の設置期間は、**合併の日から平成２８年３月３１日までですが、**合併後、一定期間を経過した後に評価し、**合併新法による地域自治区、または地方自治法による市内全域への**地域自治区の設置の是非について、再度検討します。**そのため、新市における**一体性の醸成や住民の安心感の確保等を考慮し、**野尻町区のあり方について**随時見直しを行っていきます。**